

議案第66号

小松島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について

小松島市市税賦課徴収条例（昭和25年小松島市条例第133号）の一部を別紙のように改正する。

令和6年9月3日提出

小松島市長 中山俊雄

## 小松島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

小松島市市税賦課徴収条例（昭和25年小松島市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第83条第2項中「4月11日から同月30日まで」を「4月20日から5月31日まで」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 改正後の第83条第2項の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。